

2 0 障 福 号 外
平成20年5月21日

各市町村障害福祉所管課長 殿

愛知県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業等に対する駐車許可の取扱について（通知）

このことについて、愛知県警察本部交通部駐車許可対策課長から別添のとおり通知がありましたので、御承知されるとともに、関係機関への速やかな周知等に御配慮ください。

なお、通知の主な内容は下記のとおりです。

記

- 1 介護事業の訪問先に追加があった場合、その都度、「訪問先一覧」及び「地図」の追加を警察署に行うこと。
- 2 駐車する際は、許可証（標章）と共に「当日の用務先一覧表」を車両の見やすい箇所に掲出すること。
- 3 駐車許可申請の際、駐車場所が複数ある場合は、申請書中「駐車場所」欄に「当日の用務先一覧表のとおり」と記載し、当該一覧表を添付すること。

連絡先 計画・指定グループ
電 話 052-954-6317(ダイヤルイン)

交 駐 発 第 4 8 5 6 号
平 成 2 0 年 5 月 1 2 日

愛知県健康福祉部高齢福祉課長 殿
愛知県健康福祉部障害福祉課長 殿

愛知県警察本部交通部駐車対策課長

介護事業所に対する駐車許可の取り扱いについて

記

1 介護事業の訪問先追加の措置

事業所の訪問先に追加があった場合は6ヶ月毎に訪問先一覧の追加をすることとしていましたが、今後訪問先の追加があった場合、その都度警察署へ訪問先一覧の追加申請を行うよう関係団体等にご指導をお願いします。

2 当日の用務先一覧表の掲出

従来、当日の用務先一覧表については、運転者が持参し車両に掲出されておらず駐車している現場において、真に許可を受けた場所であるか否かが掲出している許可証（標章）では確認できませんでした。よって、許可証（標章）と共に駐車している間、当該車両の見やすい箇所に

「当日の用務一覧表」（別添記載例）

を掲出することとします。

今後は、一括申請の場合、申請者「駐車の場所」欄に

・ 「当日の用務先一覧表のとおり」

と記載するよう関係団体等にご指導をお願いします。

担当者

愛知県警察本部交通部駐車対策課長

対策係 小林・山下

951-1611 内線 5276



別添 記載例

当日の用務先一覧表（予定表）

月 日（ ）

時 間	場 所	用 務
午前10時～午前11時30分	〇〇町7丁目〇番地〇〇号	訪問看護
午後1時～午後1時50分	〇〇町〇〇〇番〇〇号	訪問看護

* 個人名、電話番号は記載しない